

○議案第 10 号 守口市総合基本計画条例案

□□□審議経過□□□

＝総務建設委員会委員長報告＝

御報告申し上げます。

本案は、第五次守口市総合基本計画が平成 32 年度で終期を迎え、また、法に基づく基本構想策定義務が撤廃されたことから、次期総合基本計画の策定にあたり必要な事項を定めるため条例を制定しようとするものです。

本委員会といたしましては、慎重に審査を行いました結果、計画策定にあたっては、市民委員の公募方法に検討を加えるなど、幅広い世代の市民から多様な意見を反映することができるよう取組まれたいこと。

また、審議会委員について、特に市民委員に対しては、本市を取り巻く状況など審議の前提となる種々の情報提供を事前に行うなど、積極的な意見交換による濃密な議論が行われるよう意を配し、より良い将来都市像を見出すことができるよう努められたいとの希望意見を付し、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、委員長報告といたします。